

○飯塚市社会福祉法人等による利用者負担額軽減措置事業実施要綱

平成18年3月26日

飯塚市告示第99号

改正 H24-269(題名改称)

(趣旨)

第1条 本市が実施する社会福祉法人等による利用者負担額軽減措置事業については、「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の実施について（平成12年5月1日老発第474号）の（別添2）社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱」に定めるもののほか、この告示の定めるところにより行うものとする。

(H24-269一改)

(申請及び決定)

第2条 前条の事業の申請があった場合において、決定通知書を申請者に交付するものとする。

(補則)

第3条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成18年3月26日から施行する。

附 則(平成24年7月23日 告示第269号)

この告示は、告示の日から施行する。